

南山学園事務職員等に対する懲戒手続に関する規程

(総 則)

第1条 南山学園事務局経営本部就業規則第98条、南山大学就業規則第124条の2、南山高等学校・南山中学校就業規則第109条の2、南山国際高等学校・南山国際中学校就業規則第107条の2、聖霊高等学校・聖霊中学校就業規則第100条の2、聖園女学院高等学校・聖園女学院中学校就業規則第70条、南山大学附属小学校就業規則第101条に基づき、「南山学園事務職員等に対する懲戒手続に関する規程」(以下「規程」という。)を制定する。

② 南山学園に勤務する事務職員、技能職員(以下「事務職員等」という。)に対して懲戒を行う場合の手続は、この規程の定めるところによる。

第2条 懲戒は、関係者の人権に配慮し、公正かつ迅速に行わなければならない。

② 懲戒にあたっては、懲戒対象者に対して懲戒対象事実を告知したうえで、聴聞を行う。その際、懲戒対象者に、十分な弁明および反論の機会を保障しなければならない。

(懲 戒)

第3条 懲戒は、南山学園事務職員等人事委員会(以下「人事委員会」という。)の議を経て、理事会に付議する。

② 懲戒事由にあたる事案が発生した場合、人事委員会のもとに、懲戒に関する委員会(以下「懲戒委員会」という。)を設置する。

③ 人事委員会は、調査等の必要があると認められる場合には、懲戒委員会とは別に、調査等の委員会を設置して報告を求めることができる。

(懲戒委員会)

第4条 懲戒委員会は、懲戒原案を作成し、人事委員会委員長に報告する。

② 懲戒委員会の委員は、次の各号に基づき、人事委員会委員長が委嘱する。

1 人事委員会の委員全員

2 調査等の委員会が設置された場合には、その委員長

3 懲戒対象となった事務職員等が所属する各単位の教育職員および事務職員等のうちから、各単位の長が推薦する者若干名

4 その他の教育職員および事務職員等のうちから、人事委員会委員長が推薦する者若干名

③ 委員長は、人事委員会委員長とする。

④ 懲戒委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ議事を開くことができない。

⑤ 懲戒委員会は、懲戒対象者に委員会への出席を求め、聴聞を行わなければならない。また、必要に応じて、懲戒委員会委員以外の者に委員会への出席を求め、証言または意見を求めることができる。

⑥ 懲戒原案は、出席委員の全員一致を原則とする。意見の一致を見ない場合には、全委員の3分の2以上の賛成をもって原案を決定したうえで、少数意見を併記して人事委員会に報告する。

(不服申立)

第5条 懲戒相当とされた事務職員等で、人事委員会の決定に不服がある者は、人事委員会に対

して異議を申し立てることができる。

② 異議申立に対する人事委員会決定に不服のある者は、南山学園人事委員会に対して不服申立をすることができる。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年7月29日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。